

巻末資料(用語の解説)

あ行

EV(電気自動車)

バッテリー(蓄電池)に蓄えた電気でモーターを回転させて走行することで、ガソリン車よりも環境負荷の低い自動車のこと。

イエローゾーン

災害の危険性が高い地域について、各種法令に基づき指定される区域。浸水想定区域、土砂災害警戒区域、洪水想定区域、都市浸水想定区域等、総合的に勘案し、適切でないと判断される場合は、原則として居住誘導区域に設定しないこととすべき区域。

インバウンド

外国人が観光等のため、日本を訪れる旅行のこと。

インフラ系公共施設

道路、橋りょう、準用河川・水路等、上水道、公共下水道、農業集落排水、公園施設の総称。

液状化

地震の揺れによって地盤が液体のようになってしまう現象。

か行

家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)

洪水時に家屋の流失・倒壊をもたらすような河岸侵食が発生するおそれがある区域。

家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)

洪水時に家屋の流失・倒壊をもたらすような氾濫流が発生するおそれがある区域。

河道拡幅・河床掘削

川の幅を広げたり、川の底を削ったりすることで、水が流れる面積を広くし、より多くの水が流せるようにすること。

幹線道路

都市間・都市内において、主要な地点を結び、道路網の骨格を形成する道路のこと。

急傾斜地崩壊危険区域

がけ崩れにより相当数の居住者等に危険が生じるおそれのある土地のうち、がけ崩れを誘発・助長するおそれのある行為の制限や、必要な施設を設置することを目的として県知事が指定する土地の区域。

狭あい道路

幅員1.8m以上4.0m未満の建築基準法第42条第2項道路のこと。

居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

経済センサス活動調査

全産業分野の経済活動を同一時点で把握するため、日本国内に所在する全ての事業所・企業を対象とする統計調査。

洪水浸水想定区域(計画規模)

計画規模の降雨(利根川の場合は200年に1回の降雨規模)により河川において氾濫した場合に浸水が想定される区域。

洪水浸水想定区域(想定最大規模)

想定し得る最大規模の降雨(1000年に1回程度の降雨規模)により河川において氾濫した場合に浸水が想定される区域。

国土数値情報

国土計画の策定や実施の支援のために整備されたもの。行政区域、鉄道、道路、河川、地価公示、土地利用メッシュ、公共施設等、国土に関する様々な情報を整備している。

国勢調査

統計法に基づき、日本に住むすべての人と世帯を対象とした、5年に一度実施する国の最も重要な統計調査。

国立社会保障・人口問題研究所

国の社会保障制度の中・長期計画及び各種施策立案の基礎資料として、人口と世帯に関する将来推計を全国と地域単位で実施している組織。

コンバージョン

建築物をある用途から別の用途に変更するために修繕、改修、増築を行うこと。

コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

さ行

幸手都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画の適切な運用を図るため、総合計画に即して広域的、根幹的な視点から今後の都市や市街地像を展望し、県が定める都市計画の方針のこと。

シェアサイクル

一定のエリアに設置された複数のサイクルポートを相互に利用できる利便性の高い交通システムのこと。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域のこと。具体的には、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

地すべり防止区域

地すべりしている区域や地すべりするおそれのきわめて大きな区域及びこれに隣接する区域のうち、地すべりを誘発・助長するおそれのある行為の制限や、防止施設の整備を目的として国土交通大臣が指定する土地の区域。

浚渫工事

洪水による災害を防止するため、川底を掘削して流下能力を高め、増水した時の川の水位を低下させる工事。

商業統計

卸売業、小売業を営む民営の事業所を対象とする統計調査。

新制度未移行幼稚園

子ども・子育て支援制度(幼児教育・保育の無償化制度)へ移行していない幼稚園のこと。

垂直避難

洪水の際に家や避難施設の高所階に上がることを。

生産年齢人口

15歳以上65歳未満の人口のこと。

た行**地区計画**

都市計画法に定められた都市計画の種類の一つで、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定めるまちづくりの計画のこと。

築堤

堤防を築造すること。

デマンド交通

予約型の運行形態の輸送サービスのこと。

DID

市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区(原則として人口密度が1km² あたり 4,000人以上)が隣接し、その人口が5,000人以上となる地域のこと。

都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

都市計画運用指針

今後、都市政策を進めていくうえで都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいか等についての原則的な考え方を示した、国土交通省が定める指針のこと。

都市計画基礎調査

都市計画関連計画を策定する際、都市の現状、都市化の動向等について広範囲なデータを把握することが必要であることから、都市計画に関する基礎資料を得ることを目的として実施されている調査。

都市計画区域

都市計画を策定する場であり、都市の実態や将来の計画を勘案して、一体の都市地域となるべき区域。

都市計画道路

都市にとって重要な路線で、都市計画法に基づき位置づけられ、計画的に整備を図る道路のこと。

都市計画法

都市を単位とした都市計画の内容、手続、効果等を規定したもの。

都市計画法第34条第11号区域

市街化区域に隣接又は近接し、道路や排水路が既に相当程度整備されている区域について市が条例で指定した区域。

都市計画法第34条第12号区域

市街化調整区域内で、おおむね50以上の建築物が50メートルの間隔で立ち並んでいる区域として、市が条例で指定した区域。

都市公園

都市市民のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間等多様な機能を有する都市の根幹的な施設のこと。

都市構造の評価に関するハンドブック

各都市におけるコンパクトなまちづくりに向けた取組を支援する参考図書として、都市構造の評価手法をとりまとめたもの。

都市再生特別措置法

急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上等を目的に制定された法律のこと。

都市の持続化(集約化)

都市全体の構造を見渡しなが、住宅及び医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行うこと。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

届出制度

居住誘導区域外における住宅開発等の動き及び都市機能誘導区域内外における誘導施設の立地動向を把握するための制度のこと。

土地区画整理事業

都市計画区域内の市街地を面的に整備する代表的な市街地開発事業のこと。土地所有者等から土地の一部を提供してもらい、それを道路、公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって、居住環境を向上させるとともに、宅地を整形化して利用増進させるもの。

徒歩圏人口カバー率

対象人口のうち、あるサービスや施設機能を徒歩圏内にて享受できる人口の比率。

な行

内水氾濫

大雨の時に排水が追い付かず、地表に水があふれ出る現象。

認可外保育施設

乳幼児の保育を行うことを目的とする施設であって、県知事の認可を受けていない施設の総称。

は行

HV(ハイブリッド自動車)

2つ以上の動力源を合わせて走行することで、ガソリン車よりも環境負荷の低い自動車のこと。

PDCA サイクル

計画や事業の不断の見直しを推進する手法の一つ。計画(Plan)を策定した後も、計画的に実施し(Do)、結果を評価し(Check)、見直し・改善を加え(Action)、次の計画(Plan)へ反映するという過程を繰り返すこと。

ま行

マイ・タイムライン

市民一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

メッシュデータ

地図上の情報をデジタル化したり、各種統計情報をとるために地図上の経緯度方眼として定められた地域メッシュのこと。

や行

誘導施設

誘導施設は都市の居住者の共同の福祉や利便性のために必要な施設であり、都市機能誘導区域ごとに設定するもの。

用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される13種類の都市計画の総称。都市の計画的な土地利用を実現するため定められる地域地区で最も根幹をなす制度のこと。

ら行

リノベーション

完成から時間が経過した建築物を、現在及び将来の使用に耐えうるよう修繕、改修すること。

レッドゾーン

災害の危険性が特に高い地域について、各種法令に基づき指定される区域。災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等、原則として居住誘導区域に設定しないこととすべき区域。

幸手市立地適正化計画(令和 7 年 3 月発行)

幸手市 建設経済部 都市計画課

〒340-0192 埼玉県幸手市東 4-6-8

E-mail : toshikeikaku@city.satte.lg.jp

T E L : 0480-43-1111

F A X : 0480-43-1123



幸手市